

014170-001-3

特55-114

神宮教會要旨

藤井 稜威/編

1冊

M17

ABB-0463



神宮教會要旨

首卷



勅旨の旨を要旨首巻
この旨を要旨よか、れる正文撰掲げつるものよてまづ初ふ我神宮教の趣旨よ
通達せしむる事か、く、書きつけけるなり

○教則

○第一條

敬神愛國の旨を體せしむる事

第二條

天理人道を明し、そ、入ら、事

第三條

皇上を奉戴し、朝旨を遵守せしむる事

○神誠

天津御祖を敬ふべし

皇國の御恩を念ふべし

人道を守らるべし

家業を嗣ふむべし

悪き行ひを改むべし

○神宮教惟神

天祖天御中主神大元の初に天地日月を鑄造し神人萬物を化育し給ひし其産靈の神慮を講明ひ
皇祖高御産靈神天照大御神の皇孫に神器を授けて天宗一系の基を開き給ひ斯民を治め給ひし本教の原由を詳悉そ
人をして大倫を修めしむるに惟神の大道を以てし幽顯の神理を究窮して其安神を遂げしむはその大旨あり

○神宮教祭神大意

天神に造化と被造化の別あり造化と謂ゆる天地神人萬物を化生せる天祖天御中主神是なり被造化と謂ゆる天祖に因て化生せる神可美尊牙彦尊神以下八百萬神是なり而して被造化の神は尊卑大小ありと雖各其造化の神功を替けて分掌の妙用を盡さるるえなし殊に天照大御神の八百萬神に帝として其徳六令を照徹し天地萬物盡く其照育を蒙らざる者なし實非無窮の誓天壤と共に變らざる

るに云も更なり天祖の神徳と雖此皇大御神を待て始て朝廷に傳れり即ち紀記の古典昭々たる明証にして古今崇敬の禮百神に冠たる所以なり然るに吾教會の従前四神煇祭り來れども今より勅裁の例に準じ天照大御神一柱煇表名し造化三柱神の如きに尙舊に依て鎮祭し本教の大旨煇立る煇要は蓋古典煇攷るに天地開闢より起て造化の神徳煇明し天照大御神の皇孫を降し給ひし天宗の原始に及べり惟神の本教宇宙の大道自ら其中に存と古典の古典たるに是が爲かり海外人造の教と雖亦各自其原に依らざる者あり易の大極老家の道墨家の異宰禮の太一釋氏の過去佛耶蘇の耶華和に於る類一にして足らざる是他あり天地の公道に於て本を棄てて末を取るべき理なけれり況や玄妙の神理古典に徴して最顯然たるをや固より彼が臆造に比して語るべきにあらば是以我祭神に天照大御神を表名すと雖造化の三神に其始煇改めず本教の大旨を明にし他の天神地祇と異なる所以を表せし誠此の如くあらば本教の原旨國体の基礎固ならず其全を得るに庶幾し第一神宮に百神の冠首弘道の標準なれば天下万世煇遠く慮て教旨と立ざる煇得ず是今祭神を定むる大意也

○宮中神殿圖説

左
天神地祇

天神地祇の御靈ハ。明治三年庚午一月。初め神祇官の床乃左ニ祀給ひし
と。壬申の三月神祇省を廢せらるし時ニ。今の賢所ニ遷齋を給ひき。

正面
賢所

賢所ハ内侍所ともいふ年中行事秘抄。内侍ヲ自往古之神明相傳云伊
勢大神宮分身也。禁秘抄云。自神代爲神鏡。如神宮奉仰。爲伊勢御代宮破
留直也神事次第同伊勢正統記云内侍所ハ神鏡あり。八咫鏡と申す正体
ハ皇大神宮よいかひ奉る内侍所ニ坐ます。崇神の御世ニ鑄らへらる
し神鏡あり。と古の説よりて。賢所乃神鏡也。伊勢の御摸として。其神
靈ハ天照大御神ニ坐ます云々。

右
歴朝皇靈

歴朝の天皇乃御靈の祭祀。及遷坐ニ由緒も。亦天神地祇乃例の如し。

○天神造化の説

○幽顯分界の説

○修理固成の説

○皇國國體の説

○修祓の神理

○鎮魂の神理

○主宰分掌の神理

神魂師天の神理

以上理解別冊ニあり

○教會大意

第一條

三條の大旨ハ終身之を謹守すへき事

第二條

倫常の道を守り各其實行を竭すへき事

第三條

會中凡そ同胞の親を爲し吉凶禍福と共にし疾病患難を同しくすへき事

第四條

異端邪説を信仰すへからざる事

第五條

此會ニ列せんと欲する者あれハ先づ此條約を守るへき旨を誓詞せしめて後ニ
會列ニ加ふへき事

第六條

會中の諸務を取扱ひしむるハ端正篤實の人を撰任すヘキ事

第七條

説教の儀ハ會中の便宜ニ従ヒ農事の緩急を量リ其定日を増減し凡て産業を妨げざる所を第一トすベキ事

第八條

會中の子弟其父兄の教誨を受けず言行道ニ背くものあれば會中にて規戒せしめ尙服従せざる者ハ社長親しく懇諭汲加ふヘキ事

第九條

會中申香ト以て適宜に出金し説教會費等ニ充ヘキ事

第十條

賽物開扉等ニ托し會中の子弟妄ニ流連して破産ノ弊無之様注意すヘキ事

○神風講社社則

結句

入社人ニ信從書汲出さしめ神前にて式を行ひ終身敬則神誠を謹守し國民の義務を盡すヘキ旨を盟約せしむ○百戸内外を一組とし地名等を組名とし各相親

み相戒め風俗を教うし産業を脩め勉めて國家の益とあらんとを計らしむ

授與

入社人ニ小守鑑札附紙一戸毎ニ門札を授與す○本宮ニ參拜し域内時雍館ニ到り鑑札ト以て社員たるを證せば御酒洗米を授與す○教會所ニ名簿を備へおき朝暮社員の安全を祈る其神符を請ふ者ニ之ヲ授與す

挂員

一組毎ニ副取締一員周旋係數名をおく一小區ニ教師取締各一員一講社ニ社長一員副社長若干員をおく

祭典

春秋ニ日汲定め講社員を會し報恩祭をなさしむ○奉祀の神靈ハ天照大御神を上座とし産土神及ヒ社中の祖靈トス

説教

報恩祭の日教筵を開き教師をして教則神誠を講明せしむ○巡回説教を兼て教會より其教師挂員ニ通知す

以上理解別冊ニあり

○復祭の心得

この惟神の教を奉せん事を請ふ者よのまは其由を願出しめ神前よて式を行ひ終世奉信し以て神徳皇恩は報ゆる旨を誓約せしめ尊厳神拜式等を授くべし所轄の教會所或の講社扱所よて祖靈は復祭式を行ひ祖靈を安鎮すべし但し自宅よてい復祭式を行ひ後よ祖靈社よ安鎮するも適宜たるべし春秋祖靈祭よの教會所よて祭典を行ふべし大祀令節國祭日及び誕生創業婚姻奏功等事ある時の神前及び祖靈の祭祀を行ふべし

祭祀の時よの敬剛より惟神旨を講明せしむ此時教徒の參集を怠るべからずとしか惟神の教を奉する者よの他諸教よ加入すると許さば

○祝詞神拜詞

○祭式諸祝詞

神拜式葬祭式等及び諸祝詞等別冊よあり

老價廿五錢

明治十七年十月三日出版

神宮教廣島本部長

編輯兼出版人

藤井 稜 威

山口縣士族廣島縣廣島市鷹匠町百三十七番郵寄由

5
1